

7. 廃棄物

(1) 産業廃棄物の分類

	種類	適 用	業種指定	
産業廃棄物	1 燃 え 殻	石炭灰、重油灰、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ		
	2 汚 泥	工場排水などの処理後に残るもの、各種製造業の製造工程で出る泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、パルプ廃液汚泥、動植物性原料使用工程の排水処理汚泥、生コン残さ、炭酸カルシウムかす、建設工事汚泥等		
	3 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチ等		
	4 廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、すべての酸性廃液		
	5 廃 アルカリ	廃ソーダ液など、すべてのアルカリ性廃液		
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤなど固形状及び液状のすべての合成高分子化合物		
	7 紙 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 パルプ、紙又は紙加工品の製造業 新聞巻取紙を使用して印刷発行を行う新聞業 印刷出版を行う出版業、製本業、印刷物加工業	に係る紙くず	有
	8 木 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む。） パルプ製造業、輸入木材の卸売業	に係る木くず	有
	9 織 維 く ず	建設業に係る工作物の新築、改築又は除去 繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く。）	に係る木綿、羊毛等の天然繊維くず	有
	10 動植物性残さ	食料品製造業 医薬品製造業 香料製造業	において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	有
	11 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる固形状の不要物		
	12 ゴ ム く ず	天然ゴムくずのみ		
	13 金 属 く ず	鉄鋼又は非鉄金属の研磨くず、切削くず等		
	14 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、レンガくず、廃石膏ボード等		
	15 鉱 さ い	高炉、転炉、電気炉などの残さ、ボタ、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす、鋳物砂等		
	16 が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリート、アスファルト、レンガ等		
	17 家畜のふん尿	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの		有
	18 家畜の死体	自家用を除くすべての畜産農業に係るもの		有
	19 ば い じ ん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設又は汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設からのばいじん、集じん施設によって集められたもの		
	20	上記に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの		
	輸入された廃棄物	航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く廃棄物		
特別管理産業廃棄物	廃 油	揮発油類、灯油類、軽油類		
	廃 酸	水素イオン濃度指数(pH)2.0以下の廃酸		
	廃 アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)12.5以上の廃アルカリ		
	感染性産業廃棄物	医療機関等から発生する注射針、注射筒、廃血液等		
	特定有害産業廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物	廃ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油、ポリ塩化ビフェニルが塗布され又は染み込んだ紙くず、木くず、繊維くず、ポリ塩化ビフェニルが封入された又は付着した廃プラスチック類若しくは金属くず	
	廃石綿等	建築物から除去した石綿、石綿含有保温材、作業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、発じん機又は集じん機で集められた石綿等		
	有害産業廃棄物	特定の施設等から発生したもので、有害物質が環境省令で定める埋立処分に係る判定基準に適合しないもの		

(注) 廃棄物処理法では、産業廃棄物に該当しないものを一般廃棄物としている。

なお、有価物及び次のものは法の対象とならない。

- ① 気体状のもの
- ② 放射性物質及びこれによって汚染されたもの
- ③ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ④ 漁業活動に伴って魚網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ⑤ 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

(2) 産業廃棄物処理業による処理の実績 (11・12年度)

ア 中間処理

(単位：t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		計		
	12年度	11年度	12年度	11年度	12年度	11年度	
産業廃棄物	燃 え 殻	4,403	383	9,001	9,815	13,404	10,198
	汚 泥	455,169	429,788	1,671,596	1,138,659	2,126,765	1,568,447
	うち建設汚泥	307,108	35,427	1,318,556	1,062,785	1,625,664	1,098,212
	廃 油	24,385	20,353	77,517	12,516	101,902	32,869
	廃 酸	390	3,983	83	1,287	473	5,270
	廃 アルカリ	2,294	6,963	3,452	143	5,746	7,106
	廃プラスチック類	144,430	70,776	42,853	21,798	187,284	92,574
	紙 く ず	50,832	7,816	17,379	3,444	68,211	11,260
	木 く ず	55,822	57,981	86,820	24,785	142,642	82,766
	織 維 く ず	364	361	1,027	77	1,391	438
	動植物残渣	12,224	4,081	3,819	3,938	16,043	8,019
	が れ き 類	2,236,257	1,471,021	299,640	196,482	2,535,897	1,667,503
	金 属 く ず	79,701	39,634	55,408	11,748	135,109	51,382
	ガラス・陶磁器くず	101,878	60,057	49,502	41,571	151,380	101,628
	鋳 さ い	72	29,948	13,966	124,469	14,038	154,417
	ゴ ム く ず	0	0	0	0	0	0
	ば い じ ん	368	0	834	314	1,202	314
小 計	3,168,587	2,203,145	2,332,899	1,591,046	5,501,486	3,794,191	
特別管理産業廃棄物	廃 油	1,695	3,746	6,886	8,130	8,581	11,876
	廃 酸	13,851	9,548	22,164	11,202	36,015	20,750
	廃 アルカリ	19,459	772	14	593	19,473	1,365
	感染性廃棄物	30,997	5,653	4,157	3,834	35,154	9,487
	特定有害廃棄物	768	90	159	19	927	109
	小 計	66,770	19,809	33,380	23,778	100,149	43,587
合 計	3,235,357	2,222,954	2,366,278	1,614,824	5,601,635	3,837,778	
県内・県外の割合(%)	57.8	57.9	42.2	42.1	100.0	100.0	

(注) 千葉市分を含む。

イ 最終処分

(単位：t)

種 類	県内廃棄物		県外廃棄物		計		
	12年度	11年度	12年度	11年度	12年度	11年度	
産業廃棄物	燃 え 殻	19,008	42,301	1,874	3,074	20,882	45,375
	汚 泥	163,112	218,711	18,870	49,725	181,982	268,436
	うち建設汚泥	92,569	23,039	13,500	31,009	106,069	54,048
	廃プラスチック類	73,398	64,438	22,390	53,432	95,788	117,870
	木 く ず	16,885	5,811	11,676	0	28,561	5,811
	動植物性残渣	1,240	3,741	0	0	1,240	3,741
	ゴ ム く ず	762	861	5	2,373	767	3,234
	金 属 く ず	8,709	19,225	2,889	17,412	11,598	36,637
	ガラス・陶磁器くず	96,951	156,772	45,510	75,284	142,461	232,056
	が れ き 類	136,985	91,724	107,482	57,273	244,467	148,997
	鋳 さ い	3,753	5,359	1,156	2,187	4,909	7,546
	ば い じ ん	58,426	57,385	23	55	58,449	57,440
	そ の 他	673	825	7	21	680	846
	小 計	579,902	667,153	211,881	260,836	791,783	927,989
特別管理産業廃棄物(廃石綿)	542	505	0	0	542	505	
合 計	580,443	667,658	211,881	260,836	792,325	928,494	
県内・県外の割合(%)	73.3	71.9	26.7	28.1	100.0	100.0	

(注) 千葉市分を含む。

(3) 廃棄物処理法第15条に規定する許可施設の設置状況(14年3月末現在)

種 別	種 類 内 容	排出事業者	処 理 業 者	合 計
中間処理施設	汚 泥 の 脱 水 施 設	291	8(5)	299
	汚 泥 の 乾 燥 施 設 (機 械 乾 燥)	8	9(1)	17
	汚 泥 の 乾 燥 施 設 (天 日 乾 燥)	2	2(3)	4
	汚 泥 の 焼 却 施 設	12	19(0)	31
	廃 油 の 油 水 分 離 施 設	9	8(6)	17
	廃 油 の 焼 却 施 設	15	19(2)	34
	廃 酸 ・ 廃 アルカリの中和施設	2	4(4)	6
	廃プラスチック類の破砕施設	1	27(15)	28
	廃プラスチック類の焼却施設	42	20(1)	62
	木くず又はがれき類の破砕施設	26	126(1)	152
	金属等を含む汚泥のコンクリート固化施設	0	0(0)	0
	水銀またはその化合物を含む汚泥のばい焼施設	0	0(0)	0
	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	2	2(0)	4
	廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設	0	0(0)	0
	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設	1	0(0)	1
	ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設	0	0(0)	0
	木くず等の焼却施設	19	41(2)	60
	その他の許可対象外施設	0	0(193)	0
合 計	430	285(233)	715	
最終処分場	安 定 型	3	16(0)	19
	管 理 型	8	9(0)	17
	遮 断 型	2	0(0)	2
	合 計	13	25(0)	38

- (注) 1. 千葉市域内の施設を含む。
 2. () 内は、廃棄物処理法に規定する許可対象となる規模未満の施設数。
 3. その他の許可対象外施設とは、廃棄物処理法第15条の許可対象施設以外の産業廃棄物処理施設の数。
 4. 最終処分場は容量が0及び閉鎖した施設は除き、公共施設を含む。